

川崎市徘徊高齢者発見システム事業実施要綱を廃止する要綱

川崎市徘徊高齢者発見システム事業実施要綱（11 川健介第 341 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。